株　主　各　位

(証券コード 6140)
平成27年６月９日

東京都千代田区紀尾井町４番１号
旭ダイヤモンド工業株式会社
代表取締役社長　川　嶋　一　夫

第96回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時(受付開始予定時刻：午前９時)

2. 場　　所　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ　ザ・メイン　アーケード階「麗の間」

3. 目 的 事 項

報 告 事 項
1. 第96期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.asahidia.co.jp/）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を行っております。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.asahidia.co.jp/）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、消費税率引上げに伴う影響により景気は一時的に落ち込みましたが、輸出や設備投資の回復、底堅い個人消費などにより、緩やかな回復に転じております。また、世界経済も総じて緩やかな景気回復が続きました。米国では堅調な個人消費や設備投資などにより景気は着実に回復し、欧州も緩慢ながら景気は回復傾向を続けました。中国では安定成長に向け景気は減速傾向となりましたが、中国以外の新興国では緩やかな景気回復が続いております。

このような状況のなか、当社は積極的な販売活動を実施してまいりました。この結果、電子・半導体業界、輸送機器業界、機械業界、並びに石材・建設業界のいずれの業界向け関連工具の販売も前期を上回る実績となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は455億50百万円(前期比11.0％増)となりました。利益面におきましては、海外顧客向けの売掛債権等に対し貸倒引当金を10億78百万円繰り入れたことから、営業利益は51億36百万円(前期比6.2％増)、経常利益は59億91百万円(前期比2.9％増)となりました。また、連結子会社の旭ダイヤモンドインダストリアルヨーロッパSASにおける合理化費用の引当金繰入額２億81百万円など特別損失を計上したことから、当期純利益は35億84百万円(前期比3.1％減)となりました。

業界別の概況は、次のとおりとなります。

①電子・半導体業界

電子業界では、アジアを中心に固定砥粒方式によるウェーハ生産が拡大し、電着ダイヤモンドワイヤの販売は前期を大きく上回りました。半導体業界では、スマートフォンなどの需要増により市場は拡大を続け、半導体関連工具の販売も前期を上回りました。一方、液晶関連工具の販売は、液晶用ガラス基板の価格下落による影響を受けるとともに、タッチパネル関連工具の販売が大幅に減少したこともあり前期を下回りました。

これらの結果、電子・半導体業界向け売上高は211億70百万円(前期比14.9％増)となりました。

②輸送機器業界

自動車業界では、消費税率引上げの影響から国内の自動車販売は減少したものの、海外では米国や中国市場が牽引する形で世界の自動車販売は増加しました。このため、日系自動車メーカーの海外生産は需要の拡大や新工場稼働により増加しており、自動車関連工具の販売は、工具の需要増に加え拡販努力の成果により前期を上回りました。また、国内の航空機エンジン部品の生産増により航空機関連工具の販売も前期を上回りました。

これらの結果、輸送機器業界向け売上高は77億53百万円(前期比5.4%増)となりました。

③機械業界

軸受・超硬工具業界では、主な需要先である自動車の世界生産が好調に推移し、その他の需要も堅調なことから、関連工具の販売も前期を上回りました。工作機械業界では、企業の設備投資の増加による需要の回復などにより、関連工具の販売も前期を上回りました。

これらの結果、機械業界向け売上高は93億50百万円(前期比12.5%増)となりました。

④石材・建設業界

国内の建設業界では、人手不足・資材価格上昇による建設費上昇の影響を受け、公共事業の工事量は伸び悩みを見せており、建設関連工具の販売は前期と同水準に止まりました。一方、海外における鉱物資源探査投資は依然として回復を見せておりませんが、スポット需要を取り込むことにより掘削用ビット及び関連機器の販売は前期を上回りました。

これらの結果、石材・建設業界向け売上高は52億96百万円(前期比4.4%増)となりました。

⑤その他

大学、研究機関、窯業及び宝飾等上記以外の業種への売上高は19億78百万円(前期比5.2%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は63億50百万円であります。その主なものは、生産能力の増強を目的とした生産設備への投資であります。

なお、上記の設備投資の資金は、ほぼ全額を自己資金で充当しました。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取巻く事業環境は、国内経済では消費税率引上げに伴う影響が一巡し、円安・原油安効果も加わり、緩やかな景気回復が持続するものと予想されます。また、世界経済においては、欧州経済の不安定化が懸念されるものの、米国や新興国での景気回復の継続や、中国経済の安定成長への移行など、全体では成長が持続するものと予想されます。

次期においては、電子・半導体業界、輸送機器業界及び機械業界では着実に世界生産が拡大すると予想され、石材・建設業界では国内インフラ工事の増加が期待されます。

このような状況の中、当社は創立80周年となる2017年度に向け、「中期経営計画2017 - Polish Up Asahi-※1 」を策定いたしました。本中期経営計画は社内プロジェクトから提言された各部門の改革テーマを柱とし、全社的な中期経営計画として発展させたものです。

本計画は、「GLOBAL510 (グローバルファイブテン)※2」の早期達成を通じたグローバルブランドとしての地位の確立と、企業としての持続的な成長と企業価値の向上を目標とするものです。
この目標を達成するため、以下に掲げる３つの基本方針を実行してまいります。

（1）売上高・営業利益等の数値目標達成
（2）資本効率及び資産効率の向上
（3）実効的なコーポレートガバナンスの実現

本計画の第一歩となる次期においては、製品開発機能の強化、海外拠点の新設・機能拡大及び整備に経営資源を投入するとともに、リスク管理体制の強化を図り、目標達成に向けて全力を挙げてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申しあげます。

※1 「中期経営計画2017 - Polish Up Asahi- 」の詳細につきましては、平成27年５月13日に東京証券取引所において開示いたしました「中期経営計画策定に関するお知らせ」をご覧ください。

※2 GLOBAL510（グローバルファイブテン）とは
連結売上高500億円、世界のダイヤモンド工具推定重要のシェア10%確保を目指す長期経営目標

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成23年度 第93期	平成24年度 第94期	平成25年度 第95期	平成26年度 第96期 (当連結会計年度)
売　上　高（百万円）	42,981	38,378	41,053	45,550
経 常 利 益（百万円）	8,484	5,333	5,824	5,991
当 期 純 利 益（百万円）	4,602	3,253	3,701	3,584
１株当たり当期純利益（円）	77.81	55.38	64.14	62.13
総　資　産（百万円）	60,525	61,862	69,656	74,394
純　資　産（百万円）	48,293	50,214	55,270	58,778
１株当たり純資産額（円）	806.81	854.69	936.90	997.28

(5) 重要な子会社等の状況

重要な子会社及び重要な関連会社の状況

①重要な子会社

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
山梨旭ダイヤモンド工業株式会社	48,000千円	100.0	ダイヤモンド工具の製造
株式会社是村	13,000千円	100.0	砥石の製造販売
旭ダイヤモンドインダストリアルヨーロッパSAS	830千EUR	100.0	ダイヤモンド工具の製造販売
旭ダイヤモンドインダストリアルオーストラリアPty.,Ltd.	2,500千A$	100.0	ダイヤモンド工具の販売
P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア	8,406百万IDR	100.0	ダイヤモンド工具の製造販売
旭ダイヤモンドアメリカ,Inc.	100千US$	100.0	ダイヤモンド工具の販売
上海旭匯金剛石工業有限公司	3,330千US$	100.0 (21.6)	ダイヤモンド工具の製造販売
是村磨料(上海)有限公司	500千US$	100.0 (100.0)	砥石の製造販売
台湾鑽石工業股份有限公司	155,221千NT$	69.1	ダイヤモンド工具の製造販売
旭ダイヤモンドタイランドCO.,LTD.	106,000千THB	90.0	ダイヤモンド工具の販売

（注）議決権比率欄の（　）内は、間接所有割合で内数であります。

②重要な関連会社

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
新韓ダイヤモンド工業株式会社	6,500百万W	28.5	ダイヤモンド工具の製造販売

（注）上記の新韓ダイヤモンド工業株式会社は持分法適用会社であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、ダイヤモンド工具の製造・販売並びにこれらの付随業務を行っております。
ダイヤモンド工具事業における業界別の主な製品は、次のとおりであります。

業　界	主　な　製　品
電子・半導体	各種ダイヤモンドホイール、各種カッティングホイール、ＩＤブレード、 電着ダイヤモンドワイヤ、ダイヤモンドバンドソー、ＣＭＰコンディショナ、スクライバ、 ダイヤモンドダイス、精密研削砥石
輸送機器	各種ダイヤモンドホイール、各種ＣＢＮホイール、各種カッティングホイール、 各種ダイヤモンドドレッサ、ダイヤモンドロータリドレッサ、バイト、ドリル、エンドミル、 リーマ、精密研削砥石
機械	各種ダイヤモンドホイール、各種ＣＢＮホイール、各種ダイヤモンドドレッサ、 ダイヤモンドロータリドレッサ、ワイヤガイドダイス、ウォータージェットノズル、耐摩耗工具、 精密研削砥石、超仕上砥石
石材・建設	ダイヤモンドソーブレード、ポータブルカッタ、ダイヤモンドワイヤソー、 ダイヤモンド研磨工具、ダイヤモンドコアドリル、ダイヤモンドビット、掘削機械、切断機械

(7) 主要拠点等

①当社

区　分	所　在　地
本　　社	東京都千代田区
国　内　支　店	大阪支店（大阪市淀川区） 名古屋支店（名古屋市東区） 九州支店（福岡県大野城市） 東北支店（仙台市青葉区）
国　内　工　場	三重工場（三重県伊賀市） 玉川工場（川崎市高津区） 千葉鶴舞工場（千葉県市原市） 千葉第二工場（千葉県長生郡）
海　外　拠　点	ヨーロッパ駐在員事務所（フランス）
研　　究　　所	技術研究所（千葉県市原市）

②子会社

区　分	所　在　地
国　　内	山梨旭ダイヤモンド工業株式会社（山梨県韮崎市） 株式会社是村（神奈川県鎌倉市）
海　　外	旭ダイヤモンドインダストリアルヨーロッパSAS（フランス） 旭ダイヤモンドインダストリアルオーストラリアPty.,Ltd.（オーストラリア） P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア（インドネシア） 旭ダイヤモンドアメリカ,Inc.（アメリカ） 上海旭匯金剛石工業有限公司（中国） 是村磨料(上海)有限公司（中国） 台湾鑽石工業股份有限公司（台湾） 旭ダイヤモンドタイランドCO.,LTD.（タイ）

(8) 従業員の状況

区　分	従業員数	前期末比増減
国内	1,201名	13名増
海外	946名	9名減
合計	2,147名	4名増

(注) 従業員数は、就業人員数です。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　190,300,000株

(2) 発行済株式の総数　57,699,776株（自己株式10,224株を除く。）

(3) 株主数　11,711名（前期末比1,927名増）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,940	10.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,508	4.35
CBNY−GOVERNMENT OF NORWAY	2,147	3.72
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174	2,091	3.62
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2,008	3.48
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,433	2.49
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,384	2.40
三井住友信託銀行株式会社	1,370	2.37
ユニオンツール株式会社	1,310	2.27
NORTHERN TRUST CO.（AVFC） RE−HCR00	1,306	2.27

（注）1．当社は自己株式10,224株を保有しておりますが、上記持株比率の計算からは除いております。
2．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数は、全て信託業務にかかる株式であります。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 嶋 一 夫	ダイヤモンド工業協会会長
代表取締役専務	片 岡 和 喜	営業本部長
常務取締役	奥 井 威 夫	生産技術本部長兼三重工場長
常務取締役	粉 川 和 勇	経営戦略企画本部長 上海旭匯金剛石工業有限公司董事長
取 締 役	藍 敏 雄	海外事業部担当 台湾鑽石工業股份有限公司董事長
取 締 役	谷 口 和 昭	千葉鶴舞工場長
取 締 役	鈴 木 徹	管理本部長
取 締 役	萩 原 利 昌	名古屋支店長
取 締 役	小 山 修	
常勤監査役	高 城 光 男	
監 査 役	永 田 新 一	
監 査 役	服 部 盛 敏	

（注）1．当期中の取締役の異動
平成26年６月26日開催の第95回定時株主総会において、萩原利昌及び小山修の両氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2．取締役小山修氏は、社外取締役であります。
3．監査役永田新一及び服部盛敏の両氏は、社外監査役であります。
4．取締役小山修及び監査役永田新一の両氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員であります。
5．平成27年３月31日現在における執行役員は次のとおりであります。
常務執行役員　大河内　孝夫（大阪支店長）
常務執行役員　滝 口　 明（ヨーロッパ駐在員事務所長）
執 行 役 員　井 元　修 三（三重工場副工場長）
執 行 役 員　阿 部　英 夫（玉川工場長）
執 行 役 員　原　 智 彦（P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア取締役社長）
執 行 役 員　望 月　政 司（千葉鶴舞工場副工場長）
執 行 役 員　松 田　順 一（技術研究所長）
執 行 役 員　松 川　英 樹（海外営業部長）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	260百万円 (5百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28百万円 (9百万円)
合　　計	12名	289百万円

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第88回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第88回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	小　山　　修	就任後開催の取締役会に8回全て出席し、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
社外監査役	永　田　新　一	当事業年度の取締役会には、11回中10回出席し、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。 また、監査役会には6回全て出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
社外監査役	服　部　盛　敏	当事業年度の取締役会には、11回中10回出席し、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。 また、監査役会には6回全て出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あると築地監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
45百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
45百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる事象が判明した場合、及び会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、取締役会は、監査役会が決定した議案に基づいて会計監査人の解任又は不再任を株主総会に付議いたします。

(4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、旭ダイヤモンドインダストリアルヨーロッパSAS、旭ダイヤモンドインダストリアルオーストラリアPty.,Ltd.、P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア、上海旭匯金剛石工業有限公司、台湾鑽石工業股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
経営の基本方針に則った「行動指針」を制定し、法令順守と社会倫理の順守を企業活動の原点とする。
また、内部統制システム全体を統括する「内部統制委員会」を設置し、この下部組織に「情報開示委員会」「コンプライアンス委員会」「内部監査委員会」「個人情報保護委員会」の４つの組織を設け、法令・定款に適合した体制の確保を図る。これらに加え、内部通報制度である「ヘルプライン」を構築し、社内通報体制を確立する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書並びに電磁的に記録し適切に保存し管理する。
また、情報種別に応じて保存期間を定め、取締役及び監査役は期間中に前述の情報を閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
発生する可能性のある事故及び緊急事態を定義し、想定し得るリスクを抽出し管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、対応マニュアルにより迅速な対応を行い、被害の拡大を防止し、被害を最小限に止める体制を整える。
なお、平時においては内部監査委員会・コンプライアンス委員会が連携を図り、リスク管理の状況を監査し、管理の状況等につき役員会で定期的に報告する。

④取締役の職務遂行が効率的に行われることを確保するための体制
定期的に行われる取締役会及び役員会において、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を行うとともに、個々の取締役の業務執行の監督をする。
執行役員は（ア）経営の効率化及び意思決定の迅速化（イ）業務執行区分の明確化（ウ）取締役会の機能強化を目的として取締役の職務遂行の効率化をフォローする。
また、定期的に開催される全社会議において各年度予算を立案し、それを基に生産会議が行われ、目標達成のための戦略が策定され、実現に向けた施策が決定される。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ全体の経営の適正化を推進するために、国内外のグループ各社の業務推進責任者を招集し、グループ各社の業務の執行に関する情報交換を行い、コンプライアンス経営についての意思統一並びに情報の共有化と業務の適正化を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務補助のために、監査役会に直結しており他の組織から独立した権限を保持する監査役室を設置し、監査役が必要と認めた場合は補助すべき使用人を置くことができる。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助するため監査役室に任命された使用人は、取締役の管轄外となり指示命令を受けないものとする。
なお、使用人の異動については監査役会の同意を得ることとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重大事項、内部監査の実施状況、内部通報制度（ヘルプライン）の状況、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うこととする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は必要に応じ、取締役会・役員会等重要な会議に出席することができる。
また、監査役会において取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができることとする。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は平成24年５月11日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容を一部変更するとともに、平成24年６月27日開催の第93回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続いたしました。その概要は下記(1)から(4)のとおりであり、詳細につきましては当社ホームページ（http://www.asahidia.co.jp/）をご参照ください。

（1）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行することもあり、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社ホームページ（http://www.asahidia.co.jp/）及びアニュアルレポートに掲載しております当社の経営理念や、下記の当社のさまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがって、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

企業価値向上に資する取組み

ⅰ．当社の企業価値の源泉について

当社は、近代産業の発展にはダイヤモンド工具が不可欠であることにいちはやく注目し、日本のダイヤモンド工具製造の先駆者として、昭和12年に創立されました。以来75年余に亘り、ダイヤモンド及びＣＢＮ（立方晶窒化ホウ素）工具の専業メーカーとして研究開発を重ね、国内トップメーカーの地位を築きました。

ダイヤモンド工具は、ダイヤモンドの持つ特性である「硬さ」を利用して、「切る」「削る」「磨く」「掘る」等といったものづくりの基本となる生産工程において使用される工具です。またＣＢＮ工具は、ダイヤモンドに「次ぐ硬さ」を持つＣＢＮ砥粒を用い、ダイヤモンドにはない耐熱性と機械的強度に優れた工具です。

ダイヤモンド及びＣＢＮ工具は、太陽光発電や電子・半導体といった先端技術分野、自動車・航空機等の輸送機器分野、超硬・工作機械・ベアリング等の精密機械関連分野から石材・土木・建設分野にいたるまで幅広く産業の発展を支える基盤として必要不可欠の工具となっております。

当社は、長年培った技術力を駆使し、高速化・精密化等常に時代のニーズに合った工具を供給し続け、また将来において産業分野が変化することがあっても、ダイヤモンド及びＣＢＮ工具を産業とともに発展し続ける工具として位置付けております。

当社は、当社の企業価値の源泉は、

ａ．ダイヤモンド及びＣＢＮ工具の専業メーカーとして、技術研究所と各工場の生産技術部、技術部、営業部門が密接に連携を取りながら築き上げた基礎研究から応用開発までの幅広い研究開発体制

ｂ．顧客・仕入先と長期に亘って築き上げた相互信頼関係と連携

ｃ．積極的な海外展開により築き上げたネットワーク

ｄ．常に法令や企業倫理を順守して、誠実かつ公正な業務を行うことによって築き上げた社会からの信頼

ｅ．「企業は人なり」の実践によって築き上げた良好な労使関係

であると考えています。

ⅱ．中期経営基本方針について

当社は、中長期的な経営目標として「ＧＬＯＢＡＬ５１０」を掲げ、売上高500億円を目指し、リーディングカンパニーとしての地位を一層強化してまいります。

当社は、「世界をリードする『グローバルダイヤモンド工具メーカー』への経営進化」と、企業価値の更なる向上を目指し、外部要因のみに左右されない「自律的な成長」及び「自律的な企業価値向上」を目指した経営姿勢を強く打ち出しております。

ａ．長期経営ビジョン

当社は、前述の目標達成のため、「開発力」「成長力」「収益力」「資本効率」を経営テーマとして取り組んでおります。

ア．「開発力」　テーマの柱として、基礎研究力と技術開発力による製品開発・改良を進めます。

イ．「成長力」　営業力を活かしたシェアアップと新製品での市場開拓によるグローバル成長を目指します。

ウ．「収益力」　製品競争力と生産性改善によるグローバルレベルでの収益力の獲得を図ります。

エ．「資本効率」　グローバルレベルでの資本効率を意識した経営による企業価値の向上を図ってまいります。

ｂ．中期経営基本方針「自律的価値創造企業への変革」

中期経営基本方針の「自律的価値創造企業への変革」は以下に示す『３つの変革』から構成されております。

ア．中期事業方針：『自律的成長企業への変革』

世界をリードする『グローバルダイヤモンド工具メーカー』へ進化するため、たゆみない研究開発を基礎に、新製品の創造や既存製品の改善に努めると共に、電子・半導体、輸送機器、機械、石材・建設業界向け既存工具の拡販と、海外拠点の拡充による海外比率アップで販売基盤強化を図り、マーケットに左右されない自律的成長企業を目指してまいります。

イ．中期資本政策：『資本効率重視経営への変革』

単に、売上高、収益性のみを重視した経営ではなく、安定した営業利益の確保が財務体質を強固にし、健全な経営に繋がるとの考えから、グローバルレベルの資産効率、資本効率の向上を強く意識した経営を実践いたします。

ウ．コーポレート・ガバナンス：『パブリックカンパニー経営体制への変革』

当社がグローバル企業として発展し、さらなる企業価値向上を実現する上ではガバナンス体制のさらなる強化が必要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関する当社の基本方針は、永続的な成長・発展と企業価値向上のため、当社グループ全般の重要事項に関する的確かつ迅速な意思決定をすることと、それを遂行することにあり、効率的な運営を目的とした経営体制を築くことと考えております。

また当社は、顧客・株主・投資家・仕入先・社員・社会等のステークホルダーからの信頼と期待に応えることが、今後の事業競争力の向上に必要であると考えており、経営の透明性や経営責任の明確化が不可欠として、経営の意思決定及び業務執行並びに経営監視の機能強化のため、以下の事項を実施しております。

当社は、株主総会が会社の意思決定を行う最高の機関と位置付けております。業務執行体制は、監査役制度を採用し、取締役会と監査役会により業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会は、取締役９名で構成され、定期的に開催し、また必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。また執行役員制度を導入し、取締役会後に、取締役、執行役員等で構成する役員会を開催し、経営の基本方針の周知徹底を図るとともに、経営のスピードアップを進めています。取締役による監督機能と執行役員による執行機能の役割分担を明確化するとともに、経営を外部からチェックする役割として、社外取締役１名を選任しております。さらに、法律・税務上の判断を必要とする場合には、顧問弁護士・税理士より適宜アドバイスを受けています。

監査役会は、監査役３名で構成され、うち２名が社外監査役であります。監査役は、取締役の意思決定、職務遂行の適法性を監査し、内部統制システムの運用状況をレビューしております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成24年５月11日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的内容を決定し、平成24年６月27日開催の当社第93回定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決され、本プランを導入いたしました。なお、当社は、平成21年６月26日開催の第90回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入しており、本プランは、旧プランを継続するものです。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの順守を求めるとともに、大量買付者が本プランを順守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。

①本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する20%以上の買付けその他の有償の譲受け又はその提案（以下「大量買付行為」といいます。）が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めております。

②新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、ａ．大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、ｂ．当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

③独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが順守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することといたします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。独立委員会の委員は、３名以上５名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものといたします。

④情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の実施又は不実施の決定の概要、対抗措置の実施に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(4) 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
②企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として継続されていること
③株主意思を重視するものであること
④独立性の高い社外者の判断の重視
⑤合理的な客観的要件の設定
⑥第三者専門家の意見の取得
⑦デッドハンド型買収防衛策ではないこと

（注）1．本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2．本事業報告中の「5.会社の体制及び方針」は、平成27年３月31日現在のものを記載しております。当社は、平成27年５月13日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしました。
3．当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の有効期間は、平成27年６月25日開催の第96回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。
当社は、平成27年５月13日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしました。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**33,622**	**流動負債**	**7,083**
現金及び預金	12,697	支払手形及び買掛金	1,939
受取手形及び売掛金	13,241	短期借入金	924
有価証券	189	未払法人税等	1,142
商品及び製品	2,405	賞与引当金	731
仕掛品	1,491	事業構造改善引当金	293
原材料及び貯蔵品	2,652	その他	2,053
繰延税金資産	793		
その他	747	**固定負債**	**8,532**
貸倒引当金	△596	長期借入金	174
		退職給付に係る負債	7,604
固定資産	**40,771**	再評価に係る繰延税金負債	369
有形固定資産	**25,247**	資産除去債務	135
建物及び構築物	9,017	その他	247
機械装置及び運搬具	8,678	**負債合計**	**15,615**
土地	5,074	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	708	**株主資本**	**52,646**
その他	1,768	資本金	4,102
無形固定資産	**110**	資本剰余金	7,129
その他	110	利益剰余金	41,425
投資その他の資産	**15,412**	自己株式	△11
投資有価証券	14,128	**その他の包括利益累計額**	**4,896**
長期貸付金	1	その他有価証券評価差額金	3,464
繰延税金資産	589	土地再評価差額金	143
その他	1,323	為替換算調整勘定	1,296
貸倒引当金	△630	退職給付に係る調整累計額	△7
		少数株主持分	**1,235**
		純資産合計	**58,778**
資産合計	**74,394**	**負債純資産合計**	**74,394**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**45,550**
売上原価		30,913
売上総利益		**14,637**
販売費及び一般管理費		9,500
営業利益		**5,136**
営業外収益		
受取利息	97	
受取配当金	109	
為替差益	350	
持分法による投資利益	183	
雑収入	178	919
営業外費用		
支払利息	15	
雑損失	49	64
経常利益		**5,991**
特別利益		
受取和解金		82
特別損失		
投資有価証券評価損	24	
助成金返還損	82	
事業構造改善引当金繰入額	281	388
税金等調整前当期純利益		**5,685**
法人税、住民税及び事業税	2,024	
法人税等調整額	63	2,087
少数株主損益調整前当期純利益		**3,597**
少数株主利益		12
当期純利益		**3,584**

連結株主資本等変動計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,102	7,129	40,519	△6	51,743
会計方針の変更による累積的影響額			△1,293		△1,293
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,102	7,129	39,225	△6	50,450
当期変動額					
剰余金の配当			△1,384		△1,384
当期純利益			3,584		3,584
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	0	2,200	△4	2,195
当期末残高	4,102	7,129	41,425	△11	52,646

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,977	105	222	11	2,317	1,209	55,270
会計方針の変更による累積的影響額							△1,293
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,977	105	222	11	2,317	1,209	53,977
当期変動額							
剰余金の配当							△1,384
当期純利益							3,584
自己株式の取得							△4
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,486	38	1,073	△19	2,579	26	2,605
当期変動額合計	1,486	38	1,073	△19	2,579	26	4,800
当期末残高	3,464	143	1,296	△7	4,896	1,235	58,778

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

旭ダイヤモンド工業株式会社
　　取締役会　御中

あると築地監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士　大 塚　宏	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　猿 渡 良太郎	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　厚 海 英 俊	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、旭ダイヤモンド工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭ダイヤモンド工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**23,836**	**流動負債**	**4,268**
現金及び預金	7,305	買掛金	1,491
受取手形	2,485	未払金	701
売掛金	8,646	未払費用	335
商品及び製品	1,368	未払法人税等	951
仕掛品	1,044	預り金	144
原材料及び貯蔵品	1,876	賞与引当金	575
繰延税金資産	521	その他	68
未収入金	744		
その他	361	**固定負債**	**7,246**
貸倒引当金	△519	退職給付引当金	6,614
		再評価に係る繰延税金負債	369
固定資産	**34,407**	資産除去債務	119
有形固定資産	**19,570**	その他	142
建物	7,043	**負債合計**	**11,514**
構築物	431	**(純資産の部)**	
機械及び装置	6,003	**株主資本**	**43,156**
車両運搬具	3	**資本金**	**4,102**
工具、器具及び備品	898	**資本剰余金**	**7,129**
土地	4,340	資本準備金	7,129
リース資産	164	その他資本剰余金	0
建設仮勘定	685	**利益剰余金**	**31,936**
無形固定資産	**62**	利益準備金	1,025
ソフトウエア	30	その他利益剰余金	30,910
その他	31	技術研究基金	350
投資その他の資産	**14,774**	特別償却準備金	6
投資有価証券	9,395	別途積立金	25,000
関係会社株式	4,120	繰越利益剰余金	5,554
長期貸付金	101	**自己株式**	**△11**
繰延税金資産	569	**評価・換算差額等**	**3,572**
差入保証金	393	**その他有価証券評価差額金**	**3,428**
その他	214	**土地再評価差額金**	**143**
貸倒引当金	△19	**純資産合計**	**46,728**
資産合計	**58,243**	**負債純資産合計**	**58,243**

損 益 計 算 書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**36,764**
売上原価		25,706
売上総利益		**11,058**
販売費及び一般管理費		6,644
営業利益		**4,413**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	853	
為替差益	220	
有価証券利息	15	
雑収入	116	1,211
営業外費用		
雑損失		16
経常利益		**5,608**
特別利益		
受取和解金		82
特別損失		
投資有価証券評価損		24
税引前当期純利益		**5,666**
法人税、住民税及び事業税	1,618	
法人税等調整額	131	1,750
当期純利益		**3,915**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						技術研究基金	特別償却準備金	別途積立金
当期首残高	4,102	7,129	0	7,129	1,025	350	11	25,000
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,102	7,129	0	7,129	1,025	350	11	25,000
当期変動額								
特別償却準備金の取崩							△5	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	―	―	0	0	―	―	△5	―
当期末残高	4,102	7,129	0	7,129	1,025	350	6	25,000

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	4,309	30,696	△6	41,920	1,966	105	2,072	43,992
会計方針の変更による累積的影響額	△1,290	△1,290		△1,290				△1,290
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,018	29,405	△6	40,629	1,966	105	2,072	42,702
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	5	―		―				―
剰余金の配当	△1,384	△1,384		△1,384				△1,384
当期純利益	3,915	3,915		3,915				3,915
自己株式の取得			△4	△4				△4
自己株式の処分			0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,461	38	1,499	1,499
当期変動額合計	2,536	2,530	△4	2,526	1,461	38	1,499	4,026
当期末残高	5,554	31,936	△11	43,156	3,428	143	3,572	46,728

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

旭ダイヤモンド工業株式会社
　　取締役会　御中

あると築地監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士　大 塚　宏	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　猿 渡 良太郎	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　厚 海 英 俊	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、旭ダイヤモンド工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人あると築地監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人あると築地監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

旭ダイヤモンド工業株式会社　監査役会

常勤監査役　高城光男 ㊞
監査役（社外監査役）　永田新一 ㊞
監査役（社外監査役）　服部盛敏 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題のひとつと位置付け、将来の事業展開と企業価値向上を図りながら、研究開発や設備投資、適切な内部留保に努めつつ、継続的な安定配当を基本方針とし、連結業績に応じた利益配分を実施してまいります。

期末配当金につきましては、期初の予想通り１株につき18円（前期比６円増）とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金12円と合わせて、年間配当金は１株につき30円（前期比８円増）となります。

1. 配当財産の種類
   金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき金18円　　総額 1,038,595,968円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
   平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、第30条〔取締役の責任免除〕及び第39条〔監査役の責任免除〕の一部を変更するものであります。

なお、第30条の修正につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
〔取締役の責任免除〕 第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、その会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	〔取締役の責任免除〕 第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、その会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
第31条～第38条　（条文省略）	第31条～第38条　（現行どおり）
〔監査役の責任免除〕 第39条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、その会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	〔監査役の責任免除〕 第39条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、その会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
第40条～第43条　（条文省略）	第40条～第43条　（現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役１名を増員し、取締役９名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	片岡 和喜 (昭和27年３月５日生)	昭和51年４月　当社入社 平成17年７月　営業本部技術部長 平成20年６月　取締役営業本部副本部長 平成23年６月　常務取締役経営戦略企画本部長兼営業本部副本部長 平成25年６月　代表取締役専務営業本部長（現任）	30,500株
2	粉川 和勇 (昭和32年１月２日生)	昭和54年４月　当社入社 平成20年７月　経営戦略企画本部企画部長 平成21年６月　執行役員経営戦略企画本部長 平成23年６月　取締役玉川工場長 平成25年６月　常務取締役経営戦略企画本部長（現任）	22,400株
3	奥井 威夫 (昭和25年４月19日生)	昭和59年12月　当社入社 平成13年７月　三重工場副工場長 平成18年７月　執行役員三重工場副工場長 平成20年６月　取締役三重工場長 平成25年６月　常務取締役生産技術本部長兼三重工場長（現任）	31,200株
4	藍　敏雄 (昭和28年３月４日生)	平成６年９月　当社入社　営業本部長付副部長 平成８年７月　当社退社 平成17年６月　当社取締役海外事業部担当（現任） 重要な兼職の状況 台湾鑽石工業股份有限公司董事長	3,306株
5	谷口 和昭 (昭和25年４月23日生)	昭和48年４月　当社入社 平成17年７月　千葉鶴舞工場生産技術部長 平成20年７月　執行役員千葉鶴舞工場副工場長 平成23年６月　取締役千葉鶴舞工場副工場長 平成25年６月　取締役千葉鶴舞工場長（現任）	11,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	鈴木 徹 (昭和27年10月２日生)	昭和53年４月　当社入社 平成20年10月　管理本部総務部長 平成23年６月　執行役員管理本部副本部長 平成25年６月　取締役管理本部長（現任）	7,700株
7	萩原 利昌 (昭和34年11月10日生)	昭和57年４月　当社入社 平成16年12月　名古屋支店副部長 平成21年６月　執行役員名古屋支店長 平成26年６月　取締役名古屋支店長 平成27年４月　取締役中国統括（現任） 重要な兼職の状況 上海旭匯金剛石工業有限公司董事長	7,030株
8	小山 修 (昭和23年８月８日生)	平成17年４月　三井物産㈱執行役員兼米国三井物産㈱副社長 平成21年４月　三井物産㈱常務執行役員兼㈱三井物産戦略研究所代表取締役社長兼所長 平成25年１月　学校法人啓明学園常務理事（現任） 平成26年６月　当社取締役（社外取締役）（現任）	0株
9	※ 永田 新一 (昭和23年１月31日生)	平成10年７月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）融資企画部参事役 平成11年６月　ファインクレジット㈱（現ヤマトクレジットファイナンス㈱）取締役 平成12年７月　同社 常務取締役 平成18年７月　同社 常務執行役員 平成20年６月　当社監査役（社外監査役）（現任）	1,000株

（注）１．※印は新任取締役候補者であります。
２．取締役候補者 藍敏雄氏は、当社子会社台湾鑽石工業股份有限公司董事長を兼任しており、当社は同社に対して、製品の販売等の取引関係があります。
また、その他の取締役候補者については、当社との間に特別の利害関係はありません。
３．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 小山修及び永田新一の両氏は、社外取締役候補者であります。
(2) ① 小山修氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
② 永田新一氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって７年となります。
なお、同氏は取締役選任議案が本定時株主総会において承認された場合には、本定時株主総会終結の時をもって当社監査役を辞任により退任する予定です。
(3) 社外取締役候補者とした理由
① 小山修氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営の監督と経営全般に助言を行うことにより、コーポレート・ガバナンス強化を図るため、社外取締役候補者といたしました。
② 永田新一氏は、業務運営の経験が豊富で、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外監査役として適切な経営監視をしております。引続き中立的かつ客観的な立場から、経営の監視と透明性を図るため、社外取締役候補者といたしました。
(4) 社外取締役との責任限定契約について
① 当社は、小山修氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。なお、その契約概要は次の通りであります。

ⅰ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
ⅱ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

② 永田新一氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

(5) ㈱東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員について

① 小山修氏は、三井物産㈱の出身でありますが、当社は同社との取引関係はありません。当社は、同氏が一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を有していると判断しており、独立役員として届出しております。

② 永田新一氏は、旧㈱富士銀行（現（㈱みずほ銀行）の出身でありますが、同行を退職し10年以上が経過しております。また、当社は同行からの借入金はありません。当社は、同氏が一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を有していると判断しております。
なお、同氏は社外監査役として独立役員の届出をしておりますが、同氏の取締役選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

第３号議案の承認可決を前提に、現監査役 永田新一氏は取締役に就任し、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役１名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本監査役候補者は、監査役 永田新一氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
大高（おおたか）由紀夫（ゆきお） (昭和30年10月23日生)	平成16年５月　㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）バハレーン駐在員事務所所長 平成19年６月　同行 欧州プロダクツ営業部ドバイ出張所出張所長バハレーン駐在員事務所所長 平成22年10月　ゼブラ㈱ 理事アジア中近東営業本部副本部長	0株

(注) １．大高由紀夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外監査役候補者に関する事項は以下の通りであります。

(1) 大高由紀夫氏は、社外監査役候補者であります。

(2) 社外監査役候補者とした理由
大高由紀夫氏は、海外での業務の経験が豊富であり、幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役にふさわしいと判断して、社外監査役候補者といたしました。

(3) 社外監査役との責任限定契約について
大高由紀夫氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう同氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、その契約概要は次の通りであります。

① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 大高由紀夫氏は、旧㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）の出身でありますが、当社は、同行からの借入金はありません。当社は、同氏が一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を有していると判断しております。
当社は、大高由紀夫氏を㈱東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届出する予定であり、同氏は独立役員の候補者であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区紀尾井町４番１号

ホテルニューオータニ　ザ・メイン　アーケード階「麗の間」

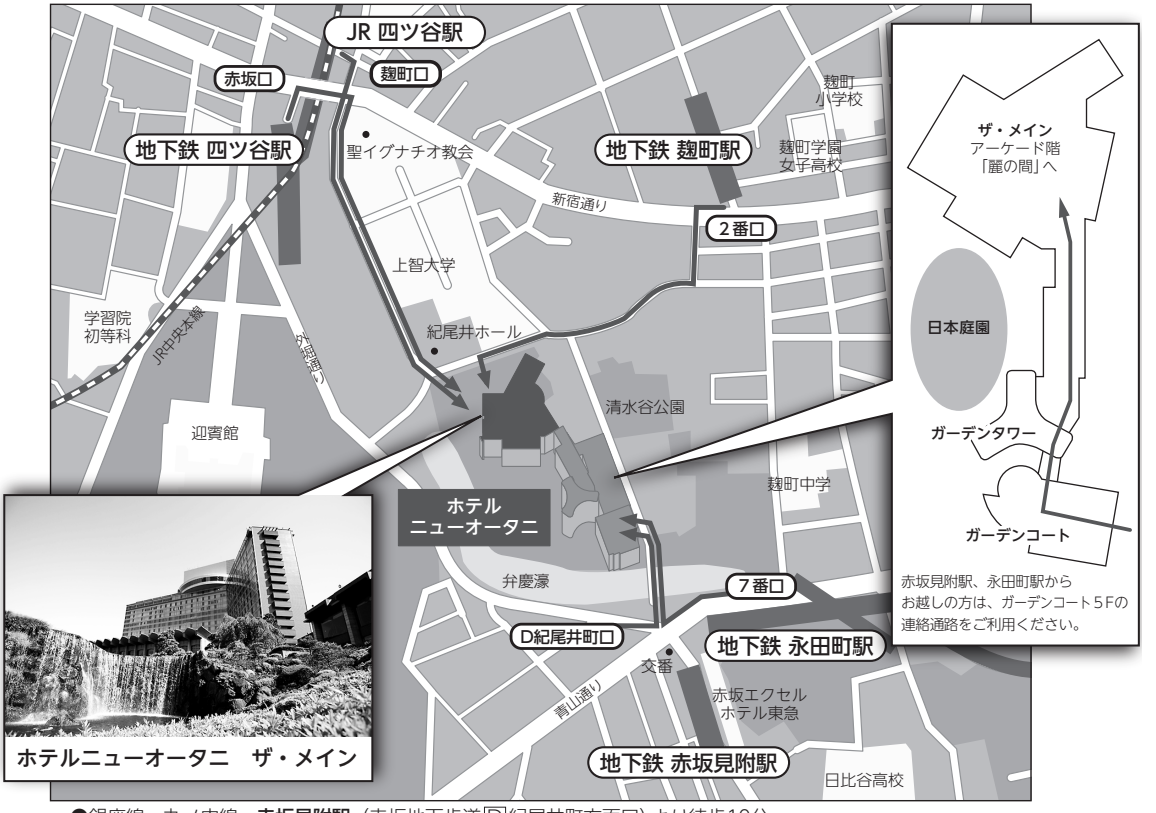

●銀座線・丸ノ内線　**赤坂見附駅**（赤坂地下歩道Ⓓ紀尾井町方面口）より徒歩10分
●半蔵門線　**永田町駅**（７番口）より徒歩10分
●有楽町線　**麹町駅**（２番口）より徒歩10分
●丸ノ内線・南北線　**四ツ谷駅**（赤坂口）より徒歩10分
●JR 中央線・総武線　**四ツ谷駅**（麹町口）より徒歩10分

◎ 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

VEGETABLE OIL INK
本招集ご通知は、地球環境への負荷低減のため植物油インキを使用しています。
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915